

# 特定個人情報取扱規程

施行日：平成 28 年 1 月 1 日

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本規程は、特定個人情報保護委員会の定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（以下「ガイドライン」という）に基づき作成され、公益財団法人大阪市中小企業勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という）が取り扱う個人番号及び特定個人情報（以下、総称して「特定個人情報等」という）の収集、利用、提供、保管、廃棄等に関する事項を定め、特定個人情報等の保護のために主体的な取組みを行うことを目的とする。

2.本規程に基づいて当センターが行う特定個人情報等の取扱の詳細については、理事長が別に定める。

(定義)

第 2 条 本規程で用いる用語を、次のように定義する。

(1) 番号法

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）をいう。

(2) 個人番号

番号法の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するためのもの（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号、その他の符号であって住民票コード以外のものを含む。）をいう。なお、個人番号には死者の個人番号も含まれ、死者の個人番号にも本規程が適用されることに留意する。

(3) 特定個人情報

個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(4) 特定個人情報ファイル

個人番号をその内容に含む個人情報ファイル（個人情報保護法第 2 条 2 項に規定する個人情報データベース等）をいう。

(5) 本人

個人番号によって識別される特定の個人をいう。

(6) 個人番号関係事務実施者

個人番号関係事務を処理する者及び個人番号管理事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

(7) 個人番号関係事務

番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

(8) 特定個人情報保護管理者

理事長によって指名され、特定個人情報等の取扱いに関する責任及び権限を有する者をいう。なお、特定個人情報管理者は事務局長及び事務局次長とする。

(9) 事務取扱担当者

当センターにおいて個人番号関係事務に従事する者をいう。

(10) 従業者

業務執行理事、職員、派遣社員その他当センターの指揮監督を受けて当センターの業務に従事する者をいう。

(11) 実務要綱

本規程に関連して当センターの実務対応を定める特定個人情報取扱実務要綱をいう。

(適用範囲)

第3条 本規程は、当センターにおける全ての特定個人情報等の取扱いに適用する。

2.本規程は、次に掲げる特定個人情報等の収集、利用、提供、保管及び廃棄等に関する事項を定める。

- (1) 当センターが当センターの職員等及びその扶養親族から個人番号関係事務を行う目的で収集した特定個人情報等
- (2) 当センターが当センターの支払先である個人から個人番号関係事務を行う目的で収集した特定個人情報等
- (3) 当センターが、特定退職金共済制度において退職年金、退職一時金、遺族一時金、解約手当金を支払う個人から個人番号関係事務を行う目的で収集した特定個人情報等

(法令及び本規程の遵守)

第4条 当センターは、特定個人情報等の取扱いに関する法令、ガイドライン等及び関連業界が定める自主規則等の情報を収集し、当センターに該当するものについては、これらを遵守する。

2.当センターは、本規程及び実務要綱に基づき、当センターが取り扱う特定個人情報等に関し、特定個人情報等の管理体制を構築することとする。

3.当センターは、本規程及び実務要綱に基づき、当センターが取り扱う特定個人情報等に関する保護方針（以下、「基本方針」という。）を定め、これを実行する体制を確立する。

4. 当センターは、基本方針を従業者に周知するとともに、当センターの公式ウェブサイトにおいて基本方針を公表する。
5. 当センターは、本規程及び実務要綱に基づき、当センターが取り扱う全ての特定個人情報等を特定するための手順を策定するとともに、その取扱いの各局面におけるリスク（特定個人情報等の漏洩、滅失又は毀損）及び関連する法令を認識し、分析し、必要な対策を講じる体制を確立する。
6. 当センターは、本規程及び実務要綱に基づき、緊急事態を策定するための手順、また、それらにどのように対応するかの手順を構築することとする。

（閲覧及び分割管理）

- 第5条 当センターは、当センターが別途定める場合を除き、特定個人情報保護管理者及び事務取扱担当者に限って特定個人情報等を閲覧可能とする態様で特定個人情報等を保管する。
2. 当センターは、番号法の業務遂行上必要と認められる場合を除き、通常の業務において利用する情報と特定個人情報等並びにこれらを識別することができる情報とを分別したうえで保管することとする。

## 第2章 管理体制

（特定個人情報保護管理者）

- 第6条 理事長は、本規程の内容を理解し実践する能力のある特定個人情報保護管理者を指名し、特定個人情報等の管理体制（日常的な教育、運用状況の確認、法令、本規程等の違反に対する是正処置及び予防処置の確実な実施、緊急事態への対応、監督官庁への連絡等）の実施及び運用に関する責任及び権限を与え、業務を行わせる。
2. 特定個人情報等の管理体制の確立、実施、維持、改善、職員並びに委託先の教育については、特定個人情報保護管理者が行う。また、特定個人情報保護管理者は、特定個人情報等の管理体制を確実に実施するために、運用の手順を明確にする。
  3. 特定個人情報保護管理者は、特定個人情報等の管理体制を効果的に実施するために役割、責任及び権限を定め、文書化しかつ職員に周知する。
  4. 特定個人情報管理者は、事務取扱担当者の監督を行う。
  5. 特定個人情報管理者は、特定個人情報等の取扱並びに特定個人情報等の管理体制に関して、本人からの苦情及び相談を受け付けて対応する窓口を常設し、当該窓口の連絡先を本人に通知し、又は公表する。

### 第3章 収集、利用及び提供

#### (収集及び利用目的の特定)

第7条 当センターは、番号法その他の法令で定める範囲内において特定個人情報保護管理者が定めた場合に限り、特定個人情報等を収集することができる。

2. 当センターは、特定個人情報等を取り扱うに際しては、番号法及びガイドラインに定められた範囲内で、その利用目的である個人番号関係事務を明確に特定する。

#### (提供の求めに関する措置)

第8条 当センターは、個人番号関係事務を処理するために必要があるときは、本人又は本人の代理人から特定個人情報等の提供を求める。

2. 当センターは、個人番号関係事務を処理するために必要があるときは、当センターの職員を通じて、当センターの職員等の扶養親族等に特定個人情報等の提供を求める。

3. 前二項に定める場合のほか、当センターは、番号法その他の法令に基づく場合を除き、他人に対して特定個人情報等の提供を求めない。

4. 当センターが特定個人情報等の提供を求める時期は、個人番号関係事務が発生した時点为原则とする。

5. 前項にかかわらず、当センターは、本人と当センターとの間の法律関係等に基づき、個人番号関係事務の発生が予想される場合には、契約内容等から個人番号関係事務が明らかに発生しないと認められるときを除き、契約を締結した時点等の当該事務の発生が予想できた時点特定個人情報等の提供を求める時期とすることができる。

#### (収集に関する措置)

第9条 当センターは、個人番号関係事務を処理するために必要な限度その他番号法で定める範囲内において、適法かつ公正な手段によって特定個人情報等を収集する。

2. 当センターは、職員等が特定個人情報等を違法又は不正な手段によって収集しない。

#### (本人確認の措置)

第10条 当センターが本人から個人番号の提供を受けるときは、郵送又は対面の方法によって、個人番号の確認及び本人確認に必要な措置として番号法その他の法令で定められる措置を採ることとする。

2. 当センターが本人の代理人から個人番号の提供を受けるときは、郵送又は対面の方法によって、本人の個人番号の確認、代理権の確認及び代理人の本人確認に必要な措置として番号法その他の法令で定められる措置を採ることとする。

(利用に関する措置)

第 11 条 当センターは、番号法で例外とされる場合を除き、本人の同意があったとしても、収集の際に特定した利用目的を超えて特定個人情報等を利用しない。また、当センターが扱う具体的な個人番号関係事務の範囲は以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 給与所得・退職所得・公的年金等の源泉徴収票作成事務
- (2) 雇用保険届出事務
- (3) 健康保険・厚生年金保険届出事務
- (4) 国民年金第 3 号被保険者届出事務
- (5) 報酬・料金等の支払調書作成事務
- (6) 退職手当金等受給者別支払調書作成事務
- (7) 生命保険契約等の一時金の支払調書作成事務

2. 当センターは、前項の目的外利用を行わないために必要な対策を講じる体制を確立する。
3. 当センターは収集の際に特定した利用目的の範囲を超えて特定個人情報等を利用する必要がある場合には、改めて利用目的の特定と利用目的の通知又は公表を行った上で、本人に対し個人情報等の提供を求めることができる。
4. 当センターは、特定個人情報等の目的外利用を理由に本人から利用停止又は消去を求められ、法令の定めを照らしてその求めに理由がある場合には、特定個人情報の利用停止又は消去を行う。

(提供に関する措置)

第 12 条 当センターは、本人の同意があったとしても、個人番号関係事務を処理するために必要な場合以外は特定個人情報等を第三者に提供しない。ただし、番号法により特定個人情報等の提供が認められる場合は、この限りでない。

2. 当センターは、特定個人情報の違法な第三者利用を理由に本人から提供停止を求められ、法令の定めを照らしてその求めに理由がある場合には、第三者への提供を停止する。

## 第 4 章 管理

(保管に関する措置)

第 13 条 当センターは、個人番号関係事務を行う必要がある場合に限り、特定個人情報等を保管するものとする。

(正確性の確保)

第 14 条 当センターは、特定個人情報ファイルを正確かつ最新の内容に保つために必要な措置を採ることとする。

2. 当センターは、前項の措置として、個人番号が変更されたときは本人から当センターに申告する必要がある旨を周知し、個人番号の変更がないかどうかについて定期的に確認することとする。

(特定個人情報ファイル作成の制限)

第 15 条 当センターは、個人番号関係事務を処理するために必要な範囲内で特定個人情報ファイルを作成することができる。

(安全管理措置)

第 16 条 当センターは、特定個人情報等の保管に当たっては、特定個人情報等のリスクに応じて、漏洩、滅失、又は毀損の防止その他の特定個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な以下の各号に掲げる措置を講じることとする。

(1) 組織的安全管理措置

- a 組織体制の整備
- b 取扱規程等に基づく運用
- c 取扱状況を確認する手段の整備
- d 情報漏洩等事案に対する体制の整備
- e 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

(2) 人的安全管理措置

- a 事務取扱担当者の監督
- b 事務取扱担当者の教育

(3) 物理的安全管理措置

- a 特定個人情報等を取り扱う区域の管理
- b 機器及び電子媒体等の盗難等の防止
- c 電子媒体等を持ち出す場合の漏洩等の防止
- d 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄

(4) 技術的安全管理措置

- a アクセス制御
- b アクセス者の識別と認証
- c 外部からの不正アクセス等の防止
- d 情報漏洩等の防止

2. 当センターは、特定個人情報等の安全管理を確保することを目的として、職員等に対し、必要かつ適切な監督を行う。

3. 従業者は、在職中のみならず退職後においても、特定個人情報等について機密保持義務を負うものとする。

4. 当センターは、特定個人情報等を取り扱う従業者から特定個人情報等の保護に関する当センターの定める様式による誓約書の提出を求めることができる。

#### (委託先の監督)

第 17 条 当センターは、特定個人情報等の取扱いの全部又は一部を委託する場合、番号法に基づいて当センター自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるようにするため、委託先の適切な選定、ガイドラインで求められる条項を規定した委託契約の締結、委託先における特定個人情報等の取扱い状況の把握その他委託先に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

2. 当センターは、委託先における特定個人情報等の取扱い状況及び契約内容の遵守状況を定期的に（年 1 回を目途とする）実施する調査により把握する。

3. 当センターは、委託先に対して特定個人情報等の取扱い委託する際は、委託先に対して適切なアクセス制御の実施を要請し、特定個人情報等を保護するための措置を講じる。

4. 当センターは、委託先が当センターの許諾を得ることなく再委託（更に再委託が繰り返される場合を含む。以下本項においても同じ。）を行わないように必要かつ適切な監督を行っているかどうかを委託先が定期的に（年 1 回を目途とする。）実施する調査により把握する。

#### (廃棄に関する措置)

第 18 条 当センターは、個人番号関係事務を処理する必要がなくなった場合で、かつ所管法令において定められている保存期間を経過した場合は、できる限り速やかに特定個人情報等を廃棄又は削除する。

2. 当センターは、前項に定める廃棄又は削除を行った場合には、廃棄若しくは削除に関する記録を作成し、又は廃棄若しくは削除の委託先から廃棄又は削除についての証明書等を取得し、これらを保存する。

3. 当センターが、特定個人情報等が記載又は記録された書類、電磁的記録、機器、電子媒体等を廃棄する場合は、焼却、溶解、専用のデータ削除ソフトウェアの利用、物理的破壊などの復元不可能な手段を採用する。

4. 当センターが特定個人情報ファイルに記録された個人番号を削除する場合は、容易に復元できない手段を採用する。

5. 当センターは、前各項に定める廃棄又は削除を前提とした手続きの策定及び情報システムの構築を行う。

## 第 5 章 教育

#### (教育)

第 19 条 特定個人情報保護管理者は、特定個人情報等の管理を確実に実施するために必要な教育の計画を少なくとも年 1 回立案しなければならない

2. 特定個人情報保護管理者は、従業者に少なくとも年1回、適切な教育を行う。
3. 特定個人情報保護管理者は、従業者に次の事項を理解させる教育の機会を与えなければならない。
  - (1) 特定個人情報等の管理を適正に行うことの重要性及び利点
  - (2) 特定個人情報等の管理を適正に行うための役割及び責任
  - (3) 特定個人情報等の管理を適正に行った際に予想される結果
4. 特定個人情報保護管理者は、教育の計画及び実施、結果の報告及びそのレビュー、計画の見直し並びにこれらに伴う記録の保持に関する責任及び権限を定め、これを行う体制を確立する。

## 第6章 管理状況の確認・監査

(管理状況の確認)

第20条 当センターは、特定個人情報等の管理が適切に行われていることを定期的に確認する体制を確立する。

## 第7章 定期的な見直し

(定期的な見直し)

第21条 特定個人情報保護管理者は、特定個人情報等の適切な保護を実施するために、以下の各号に掲げる事由を踏まえ、少なくとも年1回、特定個人情報等の管理体制の見直し及び改善を実施する。

- (1) 運用状況に関する事務取扱担当者からの報告
- (2) 苦情を含む外部からの意見
- (3) 前回までの見直しの結果にたいするフォローアップ
- (4) 特定個人情報等の取扱いに関する法令、国の定める指針、関連業界の定める指針の改正状況
- (5) 社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術の進歩等の諸環境の変化
- (6) 当センターの事業領域の変化
- (7) 内外から寄せられた改善のための提案

## 第8章 苦情及び相談

(苦情及び相談)

第22条 当センターは、特定個人情報等の取扱い並びに特定個人情報等の管理体制に関して、本人からの苦情及び相談を受け付けて、適切かつ迅速な対応を行う体制を確立する。

2. 当センターは、特定個人情報等の保護に関する苦情及び相談の窓口の設置も含めて、前項の目的を達成するために必要な体制の整備を行う。

## 第9章 懲戒及び雑則

(懲戒等)

第23条 従業者が本規程に違反した場合には、弁明の機会を与えた上で、就業規則に定める懲戒処分及び損害賠償請求の対象とすることができる。

(改廃)

第24条 この規程の改正又は廃止は、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成27年12月1日から公布する。

この規程は、平成28年1月1日から施行する。